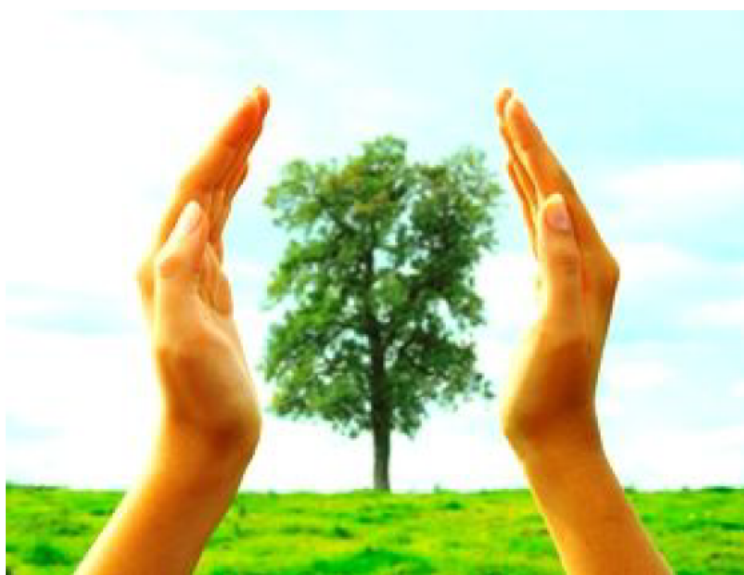


平成21年度  
NPO（ボランティア団体・市民活動団体等）からの  
協働事業等提案募集要項



三重県 生活・文化部 男女共同参画・NPO室  
NPOグループ

## 募集要項 目次

制度の概要	1
1 . 目的	
2 . 募集内容	
3 . 応募資格	
4 . 募集期間	
5 . 応募方法	
6 . 受付、公開プレゼンテーション、審査	
7 . オリエンテーション	
8 . 協働サポート委員	
9 . 選定後の進め方	
10 . 問い合わせ先	
実施に係る日程（別紙1）	6
審査の視点（別紙2）	7
全体図（制度のしくみ・フロー図）	8
提案書様式（事業提案用 様式第1号）	10
提案書様式（研究提案用 様式第2号）	12
各室意見書様式（県庁関係室用 様式第3号）	14
平成15年度～20年度 選定提案一覧表	16
これまでの提案事例紹介	17

## 平成21年度NPO(ボランティア団体・市民活動団体等)からの協働事業等提案 募集要項

### 1. 目的

「新しい時代の公」の視点から、多様な主体がその活動から見えてきた課題を、県と協働して解決するため、企画段階から県と対等な立場で話し合い、双方が持つ特色を生かして協働しようとする「事業の構築・推進を目指した事業提案」を募集します。

また、多様な主体がその活動の中で感じている問題を、県との共通の課題としてお互いに認識・共有し、課題の解決につなげていくために、県と話し合う「課題の共有を目指した研究提案」を募集します。

これは、県と多様な主体が協働するきっかけを提供し、モデル的な協働を実現させるとともに「市民発」の提案を県の施策に反映させ、多様な主体との連携・協働による県政を進めることを目指すものです。

### 2. 募集内容

次の2種類の提案を募集します。

#### (1) 「事業の構築・推進を目指した事業提案」

～翌年度の事業構築に向けての協働提案～

NPOと県が協働で取り組む事業計画についての提案とし、市町と協働する事業は含みません。事業期間が複数年にまたがる提案も可能ですが、事業構築のための検討期間は平成21年度内を基本とします。検討の中で実施期間や実施時期を含む事業計画を再構築することになります。また、提案のテーマは自由です。

#### (2) 「課題の共有を目指した研究提案」

～課題を解決策を探る話し合い～

3回以内の話し合いを行うことで、NPOと県が課題を共有することを目指す研究テーマの提案とし、市町との研究は含みません。研究期間は平成21年度内を基本とします。提案のテーマは自由です。

### 3 . 応募資格

応募することができる者は、以下の要件に該当する団体であることが必要です。

- (1) 三重県内で、民間・非営利の活動を行っている団体であること。(法人格の有無は問いません。)
- (2) 活動分野は限定しませんが、宗教活動や政治活動を主たる目的とした活動ではないこと。また、特定の公職者(候補者を含む)または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。

### 4 . 募集期間

平成21年3月25日(水)～平成20年5月22日(金)17:00(必着)  
「事業提案」「研究提案」ともに同じ。

### 5 . 応募方法

提案の区分に応じて、それぞれ定める次の書類に関係資料を添えて、三重県生活・文化部男女共同参画・NPO室NPOグループへ持参または郵送してください。

「事業の構築・推進を目指した事業提案」・・・協働事業提案書(様式第1号)

「課題の共有を目指した研究提案」・・・協働研究提案書(様式第2号)

### 6 . 受付、公開プレゼンテーション、審査

提案の受付から審査までは次のとおり進めるものとし、その日程は別表1の実施に係る日程のとおりとします。

#### (1)【受付】

提出された提案書は、NPOグループで受け付け、ヒアリングをおこなった後、提案に関係する室(以下「関係室」という。)へ回付して、提案内容についての把握・理解を図ります。関係室は、提案に対する意見書(様式第3号)をNPOグループへ提出します。

なお、県の施策や提案内容への相互理解を深めるため、公開審査に先立ち、提案者と県関係室の意見交換を行います。

## (2)【公開プレゼンテーション】

提出された提案書に基づき、公開プレゼンテーションを行います。プレゼンテーションの細目については、提案者にあらためて通知します。

## (3)【審査】

NPO（ボランティア団体・市民活動団体等）からの協働事業等提案運営委員会（以下「運営委員会」という。）が、審査の視点（別表2）に沿って別に定める審査基準に基づいて審査を行います。

なお、運営委員会の委員は、市民（公募）委員3名、学識経験者委員1名、行政職員委員3名の計7名で構成します。

また、選定されなかった提案については、その結果と理由を提案者へ明示します。

## 7. オリエンテーション

選定された提案の関係者に対して、協働事業提案の全体スケジュールや進め方、県の予算等の仕組みや流れを共有するため、オリエンテーションを実施します。

## 8. 協働サポート委員

選定された提案毎に、協働のコーディネーターとしての協働サポート委員を必要に応じて派遣します。

## 9. 選定後の進め方

選定された提案については、提案者と関係室の担当職員で、次のとおり進めます。

### (1) 事前協議

今後のスケジュールや運営方法などについて、提案者、県関係室、協働サポート委員、NPOグループで協議します。

## (2) 検討会の設置（事業の構築・推進を目指した事業提案）

選定された提案については、提案者と関係室の担当職員で検討会を組織します。提案の内容、目的、実施方法（時期・期間・役割分担）などについて公開で検討を重ね、具体的な事業企画を練り上げます。また、事業に参加する意志のあるNPO等が公開の検討会へ参加することも可能です。さらに、検討の内容で市町の参加が望ましい場合は、担当者の積極的な参加を呼びかけます。

検討会で事業構築された提案は、提案者と県の役割分担を整理し、必要に応じて予算を確保し、事業実施することを目指します。

提案者の主体性を保つため、検討会の事務局運営業務（資料作成、議事進行、議事概要作成、情報公開など）を原則提案者に委託し、詳細は関係者で協議します。

## (3) 研究会の設置（課題の共有を目指した研究提案）

選定された提案については、提案された研究テーマに沿って話し合うため研究会を組織します。課題の明確化、影響、対応策、役割分担などについて公開で研究を重ね、お互いの認識を深めます。また、研究に参加する意志のあるNPO等が公開の研究会へ参加することも可能です。さらに、研究の内容で市町の参加が望ましい場合は、担当者の積極的な参加を呼びかけます。

なお、課題として共有された研究の成果は、提案者と県双方に帰属するものとなりますが、「主に県が対応するもの」や「多様な主体と県が協働で対応するもの」、「主に多様な主体が対応するもの」といった役割分担に応じて、研究の成果に基づき、次年度以降の県から提案募集するテーマとして事業提案を募集するなど、双方で対応策の実現を目指します。

提案者が主体的に3回以内で研究会を運営することとしますが、研究活動に要する費用（人件費・旅費等（研究会参加に係るものを含む））は、参加者それぞれが負担するものとし、研究会の運営（進行役、記録係、情報公開等）等の役割分担については関係者で協議します。

#### (4)その他

この提案募集の進め方は別表3の全体図によるほか次のとおり進めます。

この提案募集で選定された提案、検討(研究)の内容は、透明性を図るため、議事概要を作成して議論のプロセスを公開します。

協働事業の進め方について検証する「ふりかえり会議」を行います。また必要に応じて、中間期で検討(研究)経過の確認を行うことがあります。

選定された提案の提案者は、検討(研究)の成果及び活動について、平成22年度協働事業等提案実践報告会で報告するものとします。

### 10. 問い合わせ先・提案書提出先

三重県 生活・文化部 男女共同参画・NPO室 NPOグループ

〒514-0009 三重県津市羽所町700 アスト津

電話 059-222-5981 FAX 059-222-5984

E-mail seiknpo@pref.mie.jp

ホームページ <http://www.pref.mie.jp/NPO/>

NPO（ボランティア団体・市民活動団体等）からの協働事業等提案

実施に係る日程

- (1) **募集開始** 平成 21 年 3 月 25 日（水）
- (2) **説明会** 平成 21 年 4 月 24 日（金）  
14：00 から 17：00 まで アスト津 3 階  
平成 20 年度に選定された提案の実践報告会、協働セミナーと同時開催
- (3) **運営委員会** 平成 21 年 4 月 24 日（金） アスト津 3 階  
審査基準確認
- (4) **企画提案資料の提出期限** 平成 21 年 5 月 22 日（金） 17：00 必着  
運営委員への企画提案資料配布・精読  
県関係室への企画提案資料配布・精読・意見交換
- (5) **プレゼンテーション案内** 平成 21 年 6 月 5 日（金）
- (6) **関係室意見書の提出期限** 平成 21 年 6 月 19 日（金） 15：00 必着  
提案者への意見書送付
- (7) **公開プレゼンテーション** 平成 21 年 6 月 26 日（金） アスト津 3 階
- (8) **運営審査会** 平成 21 年 6 月 26 日（金） アスト津 3 階  
審査・選定
- (9) **選定結果の報告等** 平成 21 年 6 月 30 日（火）



<b>審査の視点</b>
--------------

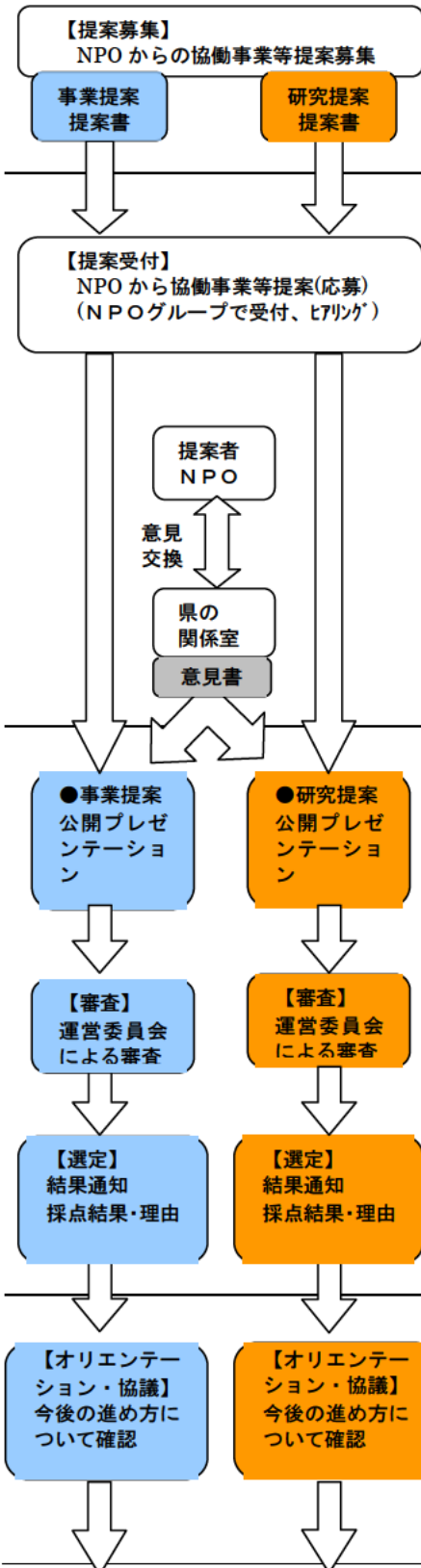
提案の審査にあたって、以下の各項目を評価し、採点します。

審査項目	(1)事業の構築・推進を目指した 事業提案	(2)課題の共有を目指した研究提案
	審査の視点	審査の視点
提案の目的の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案の目的は明確かつ妥当と認められること。</li> <li>・「新しい時代の公」の考え方が提案に反映されていること。</li> <li>・NPOのミッションとの関連が適切と認められること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共有したい課題が明確かつ妥当と認められること。</li> <li>・「新しい時代の公」の考え方が提案に反映されていること。</li> <li>・NPOのミッションとの関連が適切と認められること</li> </ul>
提案の県との協働の必要性・効果・役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO独自で行うことができず、県と協働で行う必要性が高い内容と認められること。</li> <li>・NPO若しくは県が単独で行うより高い効果が挙げられる可能性が認められること。</li> <li>・NPOと県の役割分担や公的関与の必要性が明確かつ妥当と認められること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO独自で行うことができず、県と協働で行う必要性が高い内容と認められること。</li> <li>・NPO若しくは県が単独で行うより高い効果が挙げられる可能性が認められること。</li> <li>・県の公的関与の必要性が明確かつ妥当と認められること。</li> </ul>
提案の緊急性・重要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案の緊急性やその実施が重要と認められること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案の緊急性やその実施が重要と認められること。</li> </ul>
提案の先駆性・先見性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容にNPOの先駆性が活かされていると認められること。</li> <li>・課題の内容に先見性が認められること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容にNPOの先駆性が活かされていると認められること。</li> <li>・課題の内容に先見性が認められること。</li> </ul>
提案の具体性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案の内容や実施方法は具体性が認められること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案の内容や実施方法は具体性が認められること。</li> </ul>
提案の実現性（遂行能力）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の担当者と一緒に検討し、事業企画を練り上げ、事業を遂行する能力を有していると認められること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の担当者と一緒に研究し、研究成果を練り上げ、提案を遂行する能力を有していると認められること。</li> </ul>
予算計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算の収支(財源の検討を含む)が妥当であり、県が負担すべきと考えられる経費、民間が負担すべきと考えられる経費が整理されていると認められること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算の収支(財源の検討を含む)が妥当であり、県が負担すべきと考えられる経費、民間が負担すべきと考えられる経費が整理されていると認められること。</li> </ul>

：特に重視する。      ：重視する。 - ：審査対象外。

NPO（ボランティア団体・市民活動団体等）からの協働事業等提案募集 全体図  
（制度のしくみ・フロー図）

【平成21年度】



ステージ1【提案募集】

以下の区分で協働事業等の提案を募集します。

1. 事業の構築・推進を目指した事業提案（以下「事業提案」という。）  
①自由テーマ
2. 課題の共有を目指した研究提案（以下「研究提案」という。）  
①自由テーマ

ステージ2【提案受付】

1. NPOグループにおいて協働事業等の企画提案書を受け付けます。
2. 提出された企画提案書を県の関係室へ回付します。
3. 企画提案書の回付を受けた関係室は、提案したNPO等と意見交換を行います。
4. 関係室は意見書を作成し、NPOグループに提出します。
5. 提出された意見書は公開プレゼンテーションの前に提案者に送付します。

【事業提案例】

大規模災害時の難病患者への支援をどうしていけばいいの、また、患者自身はどう行動していけばいいの、I型糖尿病をモデルに一人一人に合ったマニュアル作りの支援と啓発を行う。

（検討会参加団体）NPO、患者会、難病連、医療機関、薬剤師会など医療関係団体、医薬品メーカー、県行政（健康福祉総務室、健康づくり室、薬務食品室、地震対策室）

【研究提案例】

地域活性化の手法としてコミュニティ・ビジネスが注目されている。地域の課題を地域で解決するためにコミュニティ・ビジネスに着目した地域支援の在り方を研究する。

（研究会参加団体）NPO、商業団体、県行政（産業支援室、勤労・雇用支援室、観光・交流室、国際室）

ステージ3【審査】

提案者からの公開プレゼンテーションを受けて、審査基準に従い審査・選定します。公開のプレゼンテーションには関係室も参加して意見を述べます。

◎「運営委員会」の審査委員

市民3名 学識経験者1名 行政職員3名

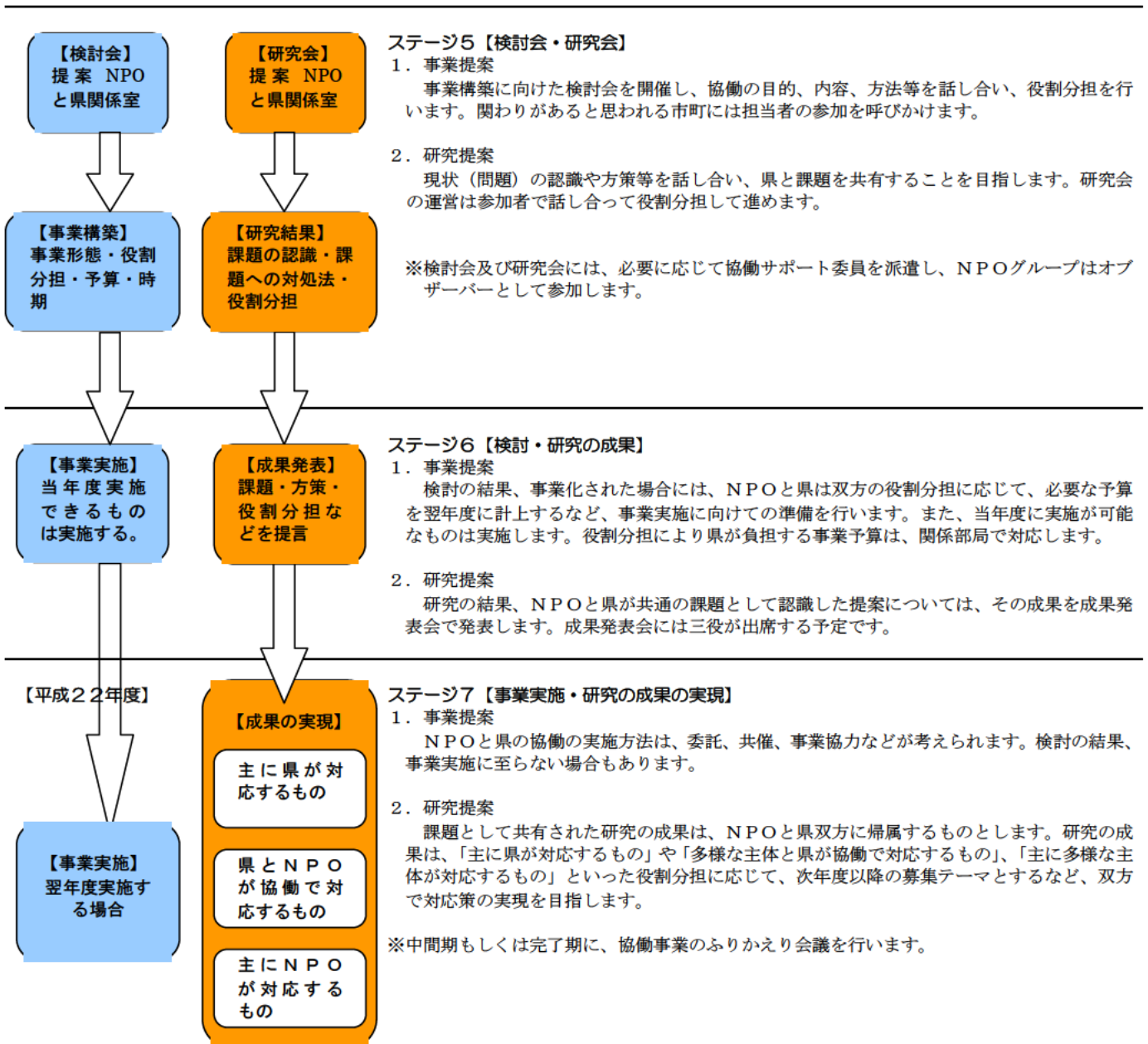
ステージ4【オリエンテーション・事前協議】

【オリエンテーション】

提案制度のしくみなどを確認するため、オリエンテーションを行います。事業提案の検討会の事務局運営業務（資料作成、議事進行、議事録作成、情報公開など）をNPOグループから提案者に委託して行うことや、県の予算のしくみなど、事前の説明と確認を行います

【事前協議】

選定された提案毎に関係者が集まって、今後の進め方や、検討（研究）の方向性、検討（研究会）のメンバー構成などを話し合います。この協議には、協働サポート委員とNPOグループも参加します。



平成 年 月 日

三重県知事 野呂 昭彦 様

(申請者)住 所  
団体名  
代表者の職・氏名 (印)

平成 21 年度 NPO (ボランティア団体・市民活動団体等) からの協働事業等提案書  
このことについて、下記のとおり提案します。

記

- 1 募集区分 事業の構築・推進を目指した事業提案 (自由テーマ)
- 2 協働事業提案の名称 (概ね 30 字以内)
- 3 協働事業提案の概要 (200 字程度) 内容は別紙「協働事業提案企画書」のとおり  
事業概要は県民に公表する際に使用します。事業の内容をわかりやすく記載してください。

4 団体について

団 体 の 名 称					
代表者の職・氏名					
団 体 の 住 所		〒			
T E L		F A X			
E-mail					
設立年月	年 月	構 成 員	人	担当者氏名	
担当者連絡先 (上記の団体連絡先と異なる場合、下記にご記入ください)					
T E L		F A X			
E-mail					

- (添付書類) 1 . 団体の目的を記載したもの (設立趣旨書、定款、会則等)  
2 . 団体の年間活動計画書及び年間収支予算書  
3 . 団体の活動経歴  
( 定期刊行物、新聞切り抜きなどがあれば別途添付してください。)

## 協働事業提案企画書

(記載が複数ページにまたがっても差し支えありませんので、できるだけわかりやすく具体的に記載してください。)

協働事業の名称	協働事業提案の目的や内容が的確に理解できる名称をつけてください。 (概ね30字以内) 思いは~サブタイトル~に。
提案の目的	貴団体がこの協働事業を提案する目的、協働事業と貴団体のミッションとの関連を記載してください。 (ここでは主に「目的の妥当性」について判断します。)
提案の背景	どのような活動の中から、この提案をしようと思ったのか、貴団体がこの協働事業を提案することに至った理由や背景を具体的に記載してください。 (ここでは主に「目的の妥当性、緊急性・重要性、先駆性・先見性」について判断します。)
協働事業の内容	現時点で考えている協働事業提案の内容について、「誰が」「誰と」「誰(何)を対象に」「いつ」「どのようにして」「何をする」のか、また、貴団体と県との役割分担や、関係団体や専門家の協力を求めることが可能か等、実施体制についても具体的に記載してください。 (ここでは主に「協働の必要性・役割分担、先駆性・先見性、具体性、実現性」について判断します。)
協働の効果	県との協働によってどのような効果が期待できるか、地域社会への影響や効果について記載してください。 (ここでは主に「協働の必要性・効果」について判断します。)
総事業費	現時点で提案事業にかかると見込まれる総費用について積算をしてください。積算は、企画料や間接費など、提案の事業を実施していく上で必要となるすべての項目について計上してください。そのうえで、NPOが負担すべき部分と県が負担すべき部分を明記し、どのように予算を確保していくのかについても記載してください。 (ここでは主に「具体性、予算計画の妥当性」について判断します。)
当該協働事業の参考となる事例	既実現されている参考となるような諸外国や他の自治体等の先進的な取組事例、類似事例がありましたら記載してください。 (ここでは主に「協働の必要性、具体性」について判断します。)
その他	上記以外にこの提案に関して補足したいことがあれば書いてください。

企画書の各項目の( )には、関連する審査の視点について、記載しています。

平成 年 月 日

三重県知事 野呂 昭彦 様

(申請者)住 所  
団体名  
代表者の職・氏名 (印)

平成 21 年度 NPO (ボランティア団体・市民活動団体等) からの協働研究提案書

このことについて、下記のとおり提案します。

記

- 1 募集区分 課題の共有を目指した研究提案 (自由テーマ)
- 2 協働研究提案の名称 (概ね 30 字以内)
- 3 協働研究提案の概要 (200 字程度) 内容は別紙「協働研究提案企画書」のとおり  
研究概要は県民に公表する際に使用します。事業の内容をわかりやすく記載してください。

4 団体について

団体の名称					
代表者の職・氏名					
団体の住所		〒			
TEL			FAX		
E-mail					
設立年月	年 月	構成員	人	担当者氏名	
担当者連絡先 (上記の団体連絡先と異なる場合、下記にご記入ください)					
TEL			FAX		
E-mail					

- (添付書類) 1. 団体の目的を記載したもの (設立趣旨書、定款、会則等)  
 2. 団体の年間活動計画書及び年間収支予算書  
 3. 団体の活動経歴  
 (定期刊行物、新聞切り抜きなどがあれば別途添付してください。)

## 協働研究提案企画書

(記載が複数ページにまたがっても差し支えありませんので、できるだけわかりやすく具体的に記載してください。)

協働研究の名称	研究の目的や内容が的確に理解できる名称をつけてください。 (30字程度) 思いは～サブタイトル～に。
提案の目的	貴団体がこの研究を提案する目的、研究内容と貴団体のミッションとの関連を記載してください。 (ここでは主に「目的の妥当性」について判断します。)
提案の背景	どのような活動の中から、その問題が見えてきたのか、貴団体がこの研究を提案することに至った理由や背景を具体的に記載してください。 (ここでは主に「目的の妥当性、緊急性・重要性、先駆性・先見性」について判断します。)
県と共有したい課題	県と共有したい課題の内容を記載してください。なぜ県との共通の課題としていきたいと考えているのか、研究の成果をあげるために貴団体が提供できるノウハウやスキル等を具体的に書いてください。 (ここでは主に「協働の必要性・効果、先駆性・先見性、実現性」について判断します。)
協働の効果	県と課題を共有することでどのような効果が期待できるのか、また、地域への影響や効果について記載してください。 (ここでは主に「協働の必要性・効果」について判断します。)
当該協働研究の参考となる事例	県と共有したい課題の参考となるような諸外国や他の自治体等の先進的な取組事例、類似事例があれば記載してください。 (ここでは主に「協働の必要性」について判断します。)
その他	上記以外にこの提案に関して補足したいことがあれば書いてください。

企画書の各項目の( )には、関連する審査の視点について、記載しています。

## 各室意見書（事業の構築推進を目指した事業提案）

### 協働事業の名称

室名

担当者名

審査項目及	意見の視点	担当室意見
提案の目的の妥当性	・ 提案の目的は明確かつ妥当と認められること。	
	・ 「新しい時代の公」の考え方が提案に反映されていること。	
	・ NPOのミッションとの関連が妥当と認められること。	
提案の県との協働の必要性（協働の効果・利点・NPOと県の役割分担）	・ NPO独自で行うことができず、県と協働で行う必要性が高い内容と認められること。	
	・ NPO若しくは県が単独で行うより高い効果が挙げられる可能性が認められること。	
	・ NPOと県の役割分担や公的関与の必要性が明確かつ妥当と認められること。	
提案の緊急性・重要性	・ 提案の緊急性やその実施が重要と認められること。	
提案の先駆性・先見性	・ 提案内容にNPOの先駆性が活かされていると認められること。	
	・ 課題の内容に先見性が認められること	
提案の具体性	・ 提案の内容や実施方法は具体性が認められること	
提案の実現性（遂行能力）	・ 県の担当者と一緒に検討し、事業企画を練り上げ、事業を遂行する能力を有していると認められること。	
予算計画の妥当性	・ 予算の収支(財源の検討を含む)が妥当であり、県が負担すべきと考えられる経費、民間が負担すべきと考えられる経費が整理されていると認められること。	

この意見書は、男女共同参画・NPO室NPOグループのホームページで後日公開する予定です。



## 各室意見書（課題の共有を目指した研究提案）

**協働研究の名称**

---

**室名**

---

**担当者名**

---

審査項目及	意見の視点	担当室意見
提案の目的の妥当性	・ 提案の目的は明確かつ妥当と認められること。	
	・ 「新しい時代の公」の考え方が提案に反映されていること。	
	・ NPOのミッションとの関連が妥当と認められること。	
提案の県との協働の必要性・効果	・ NPO独自で行うことができず、県と協働で行う必要性が高い内容と認められること。	
	・ NPO若しくは県が単独で行うより高い効果が挙げられる可能性が認められること。	
	・ 県の公的関与の必要性が明確かつ妥当と認められること。	
提案の緊急性・重要性	・ 提案の緊急性やその実施が重要と認められること。	
提案の先駆性・先見性	・ 提案内容にNPOの先駆性が活かされていると認められること。	
	・ 課題の内容に先見性が認められること	

この意見書は、男女共同参画・NPO室NPOグループのホームページで後日公開する予定です。

# 「NPO（ボランティア団体及び市民活動団体等）からの協働事業等提案」

## （平成15年度～平成20年度 選定提案一覧表）

年度		提案名称	提案団体	
H15	1	高校年齢の不登校生に対する学習支援	特定非営利活動法人 三重にフリースクールを作る会	
	2	行政と民間(NPO)協働でつくる「子どものこころを受け止める24時間フリーダイヤル相談電話」設立に向けての段階的アプローチ	特定非営利活動法人 MIEチャイルドラインセンター	
	3	伊勢湾の浄化は小型船舶のトイレタンク設置	NPO法人 三重県トイレ協会	
H16	1	三重県発・共生社会基盤づくり事業	財団法人 三重県韓国人教育会	
	2	「パートナーシップ宣言-実践編」づくりと「パートナーシップ契約」を協働の現場で結ぶようになるための行動計画づくり	みえ市民活動ネットワークパートナーシップ宣言-実践編プロジェクト	
H17	1	県営住宅に入居する外国人の方に対する生活ガイダンス事業	特定非営利活動法人愛伝舎	
	2	県営住宅の外国人入居者への管理事業	特定非営利活動法人愛伝舎	
	3	災害時における難病患者の行動・支援マニュアルの作成及び啓発	災害時の難病患者支援プロジェクト	
H18	1	若年無業者を生まないための高校学齢の不登校生、高校中途退学者、無就学者支援ネットワーク事業	特定非営利活動法人 チャレンジスクール三重	
	2	遊休人材財性化プロジェクト	NPO寺子屋プロジェクト	
	3	新たなごみ減量化(3R)システムの構築について	特定非営利活動法人 みどりの家	
H19	事業提案	1	新たな広聴の仕組み実践・提案プロジェクト	特定非営利活動法人 いせコンビニネット
		2	いつでもだれでも学び再チャレンジ事業の研究	特定非営利活動法人 チャレンジスクール三重
	研究提案	3	三重県の間接支援センターの目指すべきあり方の研究	特定非営利活動法人 いせコンビニネット
H20	事業提案	1	盲導犬の入店・宿泊拒否を解消し、県内の観光事業および三重県のイメージアップをはかる、行政および関連業者団体との共同事業	特定非営利活動法人 三重補助犬普及協会
		2	県と市町及びNPOとの協働による市民(子どもを含むすべての市民) 参画型子どもの権利条例づくりを通じた子どもにやさしいまちづくり推進事業	「チャイルドライン24」実施組織
		3	地域の子育て文化創造力を活用した要支援家庭の子育て応援事業を通じた子ども支援の地域づくり事業	特定非営利活動法人 三重県子どもNPOサポートセンター
		4	百代郷 夢びと 山びと この指とまれ	特定非営利活動法人 海虹路
	研究提案	5	松名瀬海浜生態系再生計画&コミュニティビジネス計画	松名瀬海浜生態系再生プロジェクト チーム
		6	日本(三重)の文化に即した中高生のための「デートDVプログラム」の開発	女性とこどものヘルプライン・MIE

- ・平成15・16年度の試行を経て、平成17年度から実施しています。
- ・平成15～18年度までは事業提案のみでした。平成19年度から研究提案が始まりました。

これまでのNPOからの協働事業等提案の事例を紹介します。

## 百代郷 夢びと 山びと この指とまれ

特定非営利活動法人海虹路（平成20年度）

三重の森林文化の振興に向け、県民の皆さんと森とのより良い関わりづくりを進めるための取組を募集したところ、古くから林業が営まれ、かつては森と人との結びつきも強かった「尾鷲地域」において、再び地域の人々の森への理解と関心を深め、人々の森への思いと関わりづくりを進めることで、「地域住民の手による持続可能な森づくり」を実現したいと提案されました。

20年度は、地域自治会・小中学校等との調整や下地づくり、子どもたちへの森林学習、地域内外より170名を超える参加者を得ての森づくりキックオフ（植樹）活動を行いました。

この取組は、21年度以降本格化し、地域内外の様々な方の参画を得ながら進められます。



## 災害時における難病患者の行動・支援マニュアル作成・啓発

災害時の難病患者支援プロジェクト(平成17年度)

地震による多大な被害が予想される中、継続治療が必要な難病患者の支援をどう行うのか。患者自身の意識啓発と、関係機関の行動をマニュアル化して備えることが必要と、防災NPOと患者支援を行うNPOが共同で提案されました。

1型糖尿病をモデルに、患者・家族、医療機関、製薬企業、行政等が2年間に亘る検討を行い、支援者向けチラシ、患者の心得帖、患者の行動と支援のマニュアルが完成しました。

協働事業終了後の平成19年度には、NPOの自主事業として、こうしたマニュアル等を使って1型糖尿病災害トレーナーの養成、啓発セミナー、災害時の要援護者避難訓練に取り組まれています。これは、災害拠点薬局の設置や災害備蓄薬品の見直しのきっかけとなった取り組みでもあります。

### 支援者向けチラシ



これまでのNPOからの協働事業等提案の事例を紹介します。

### 子どもの心を受け止める 24 時間フリーダイヤル相談電話事業

特定非営利活動法人 MIE チャイルドラインセンター（平成 15 年度）



チャイルドライン24

子どもが安全に安心して豊かに育つ社会を再構築し、子どもの心を受け止める仕組みを社会全体で作っていくために提案されました。1年半の議論を経て「子どもの心を受け止めるネットワークみえ」と「チャイルドライン 24」実施組織

が発足され、二つの組織で役割分担するという協働の形が生まれました。

ネットワークを通じた話し合いは 25 回を超え、組織間、セクター間の相互理解を深め、また、NPOも県と協働することで地域での信頼が得られ、地域のネットワークも広がりました。

いじめや虐待の報道が後を絶たない中、子どもの心を受け止めるチャイルドラインの存在は大きく、行政や企業をパートナーとした新たな公を模索し、社会の仕組みづくりに取り組まれています。

### 県営住宅の外国人入居者への生活ガイダンス及び管理事業

特定非営利活動法人愛伝舎（平成 17 年度）

県内の外国人の数は増加し、定住化傾向にあることから、外国の人々が日本で暮らしていくうえで必要なルールや習慣を伝え、快適に暮らせる社会を創ることを目的に、管理事業と生活ガイダンス事業の 2 本の提案がなされ、二つの提案が合わせて検討されました。

管理事業では、県営住宅に居住する外国人に対し、県とNPOの連携で通訳や広報文書の翻訳を行い、言葉の壁を取り払うことで、生活上の不安解消につなげることができました。これには、提案者の独自システムである電話通訳システムが、その機動性・経済性の面で威力を発揮しており、現在も取り組まれています。

生活ガイダンス事業では、外国の人々の生活全般にわたる支援について検討し、平成 18 年度には、ブラジル人学校の子どもたちに、交通安全や日本の生活習慣など、暮らしに必要な情報を伝えることができました。

電話通訳システム

